

神石高原町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年10月

神石高原町通学路安全推進会議

令和3年10月1日 改訂

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生しました。

このことから、文部科学省・国土交通省・警察庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、依頼がありました。

これを受け、神石高原町では平成24年8月、平成26年8月に関係機関（広島県東部建設事務所、福山北警察署、神石高原町建設課、神石高原町教育委員会）と連携し、町内5か所の小学校区内等で緊急点検を実施しました。その結果、歩道の整備や安全施設等の対策が必要である箇所が明らかになりました。

本町においては、平成18年度に策定した神石高原町長期総合計画の中でも、交通安全意識とマナーの向上、地域ぐるみの交通安全運動を推進するほか、歩行者や自転車利用者などの安全を確保するため、歩道や安全施設を整備することを明記しており、これらのこととふまえ、以下のとおり児童生徒の登下校中の安全確保のため「神石高原町 通学路安全プログラム」を策定しました。

平成28年度に策定した神石高原町第2次長期総合計画でも同様に道路・交通体系の整備について明記されており、引き続き児童生徒の登下校中の安全確保につとめます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置します。

【構成員】

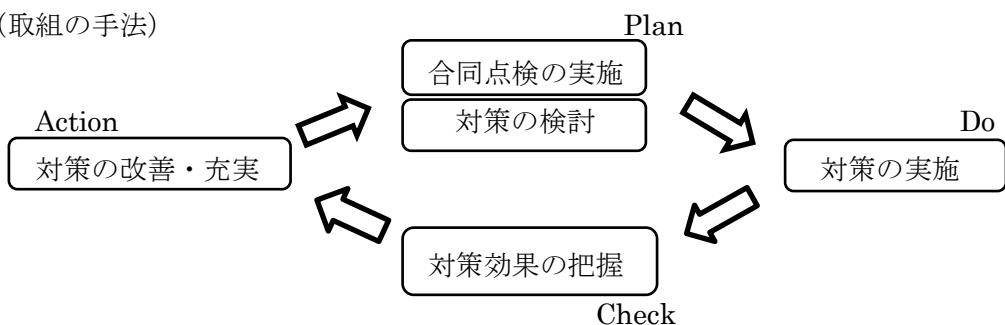
広島県東部建設事務所（道路維持担当部局）、福山北警察署（交通安全担当部局）、神石高原町建設課、神石高原町教育委員会

3 取組方針

（1）基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も継続して合同点検を行っていくとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図っていきます。これら取り組みを継続して実施し、通学路の安全性の向上を進めます。

（取組の手法）



（2）定期的な合同点検

町内の小学校5校及び中学校2校は、毎年1回7月末（1学期終了）までに通学路の安全点検を実施します。なお、積雪時の危険個所の把握のため、適切な時期に臨時点検を必要に応じて実施します。

学校が点検した結果をもとに、推進会議は状況確認を行います。

（3）合同点検の実施体制

学校が行う年1回の通学路点検は、保護者、地域住民等と連携してその状況を確認します。

教育委員会は、学校から提出された点検結果をもとに、必要に応じて、推進会議の構成員、学校関係者と状況確認を行います。

（4）対策の検討

上記合同点検の結果から、対策が必要な個所については、個所ごとに、歩道の設置や安全施設の整備などのハード事業及び安全教室などのソフト事業など具体的な実施メニューを検討します。

（5）対策の実施

具体的な対策メニューの実施が円滑に進むよう関係者間の連携を密にします。

（6）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策メニュー実施後の個所について、その効果が見受けられるかどうかを確認する手法（聞き取り調査、アンケート調査など）を検討し、効果の把握に努めます。

（7）対策の改善・充実

対策メニュー実施後も、その効果把握の結果をふまえ、繰り返し対策内容の改善充実を検討し児童生徒が安心して登校できる通学路環境の確保に努めます。

4 箇所図、個所一覧の作成

点検個所や対策内容については、箇所図及び対策一覧表を推進会議で作成し、関係機関及び学校等に通知します。

（別途資料）

箇所図（管内図及び箇所写真）、対策一覧表